

(仮称)とやまくすりミュージアム整備・運営事業

募集要項

令和8年1月

富 山 市

目 次

第1（仮称）とやまくすりミュージアム整備・運営事業の目的.....	1
第2 募集要項の位置づけ	2
第3 公共施設等の立地等に関する事項	3
(1) 立地に関する事項	3
(2) 施設要件	5
第4 事業概要	6
(1) 事業の対象となる公共施設等	6
(2) 公共施設等の管理者等の名称	6
(3) 事業方式	6
(4) 事業期間	6
(5) 事業期間終了時の措置	6
(6) 本事業の対象範囲	6
(7) 自主事業について	7
(8) 事業者の収入等	8
(9) 光熱水費及び通信費等の負担	9
(10) 事業スケジュール(予定)	9
(11) 遵守すべき法制度等	9
(12) 募集・選定についての基本的な考え方	10
(13) 募集及び選定スケジュール	10
(14) 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	11
第5 応募要件等	12
(1) 応募者の構成等	12
(2) 業務実施企業の参加資格要件	12
(3) 共通の資格要件	15
(4) SPC の設立等	17
(5) 参加資格要件の確認基準日	17
(6) 応募者の変更	17
第6 応募手続き等	18
(1) 担当窓口	18
(2) 募集要項等の公表	18

(3) 資料の閲覧	18
(4) 募集要項等に関する説明会及び現地見学会の開催	18
(5) 募集要項等に関する質問の受付	19
(6) 募集要項等に関する個別対話.....	19
(7) 募集要項等に関する質問への回答及び個別対話結果の公表	19
(8) 参加資格審査に関する提案書類の受付.....	19
(9) 提案審査に関する提出書類の受付	20
(10) ヒアリング等の実施.....	20
第7 応募に関する留意事項	21
(1) 募集要項等の承諾.....	21
(2) 応募費用の負担.....	21
(3) 価格提案書の取扱い及び留意事項.....	21
(4) 事業提案書の取扱い	21
(5) 本市からの提示資料の取扱い	21
(6) 複数提案の禁止.....	21
(7) 参加資格審査及び提案審査に関する提出書類の変更禁止.....	22
(8) 提案内容の公表の禁止	22
(9) 使用言語及び単位	22
(10) 必要事項の通知.....	22
(11) 応募の辞退	22
第8 提案の審査及び選定に関する事項	23
(1) 審査方法.....	23
(2) 審査結果の通知及び公表.....	23
第9 提案に関する条件	24
(1) 計画地の前提条件.....	24
(2) 施設の設計、改修・工事監理、維持管理、運営等の提案に関する条件.....	24
(3) 業務の委託	24
(4) 本市の費用負担.....	24
(5) 本市による事業の実施状況及びサービス水準の監視.....	24
(6) 保険.....	24
(7) サービス対価	24
(8) 関係機関との協議.....	25
(9) 本市と事業者の責任分担.....	25
(10) 財務書類の提出.....	25

第10 契約手続きに関する事項.....	26
(1) 契約手続き.....	26
(2) 契約の枠組み.....	26
(3) 契約金額.....	27
(4) 契約保証金.....	27
(5) 事業者の契約上の地位.....	27
第11 事業上の注意点.....	28
(1) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置.....	28
第12 提出書類.....	29
(1) 参加資格審査に関する提出書類.....	29
(2) 提案審査に関する提出書類.....	30

別紙1	閲覧資料貸出申込書兼誓約書
別紙2	募集要項等に関する説明会及び現地見学会参加申込書
別紙3	募集要項等に関する質問書
別紙4	個別対話参加申込書及び個別対話の議題

第1 (仮称)とやまくすりミュージアム整備・運営事業の目的

富山のくすりは、300有余年の歴史を有し、富山売薬の時代から今日に至るまで、人々の健康増進や文化交流に大きく貢献する富山市(以下「本市」という。)の産業発展の礎である。

その歴史的価値や地域ブランドを次世代に確実に継承し、未来に向かって「薬都とやま」が発展していくためには、本市が誇る「富山のくすり」の歴史・文化・精神を現代の学びや体験へと再構成し、これらの魅力を次の時代に繋いでいくことが必要であると考え、本施設を整備するものである。

(仮称)とやまくすりミュージアム整備・運営事業(以下「本事業」という。)については、平成30年度に策定した基本計画の基本理念や基本方針、機能など具体的な考え方を踏襲しつつ、整備予定地の変更を踏まえ、実施することとし、本事業の事業手法については、施設の設計・改修から維持管理・運営まで事業者が一体的に実施する PFI 手法を導入し、これにより、官民連携事業本来の特性である民間の創意工夫、アイデア、ノウハウ及び技術力等を最大限活用し、財政負担の軽減や施設の利用促進、サービス向上、魅力的な企画等、より効率的かつ効果的な事業の実現を図るものである。

第2 募集要項の位置づけ

(仮称)とやまくすりミュージアム整備・運営事業提案募集要項(以下「募集要項」という。)は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI法」という。)に基づき、特定事業として選定した本事業を実施するに当たり、公募により事業提案を募集し、事業者を決定するための手続きを示したものである。

また、募集要項は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)、富山市契約規則(平成 17 年 4 月 1 日規則第 37 号)のほか、本市が発注する調達契約に関し、応募者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものであり、募集要項に併せて公表する以下の資料を含めて募集要項等と定義する。

- | | |
|-------------------------|---|
| 要求水準書
(添付資料及び閲覧資料含む) | ： 本市が事業者に要求する具体的な設計、改修・工事
監理、維持管理、運営のサービス水準を示すもの |
| 様式集及び作成要領 | ： 応募者が提出する「参加表明書及び参加資格審査に
関する提出書類」及び「提案審査に関する提出書類」
の様式(書式)及び作成要領を示すもの |
| 優先交渉権者選定基準 | ： 応募者から提出された事業提案を評価し、事業者を
選定する基準を示すもの |
| 基本協定書(案) | ： 本事業実施に係る契約(以下「事業契約」という。)の
締結に向けて、本市と優先交渉権者の間の基本的な
協約事項を示すもの |
| 事業契約書(案) | ： 事業契約の内容を示すもの(仮契約書及び事業契約
約款(案)により構成され、事業契約約款(案)には、別
紙も含まれる。) |

なお、実施方針及び公表済みの実施方針等に関する質問等に対する回答と、募集要項等に相違のある場合は、募集要項等の内容を優先するものとする。

また、募集要項等とそれらに関する質問回答に相違のある場合は、質問回答を優先し、募集要項等に記載がない事項については、募集要項等に関する質問回答によるものとする。

第3 公共施設等の立地等に関する事項

(1) 立地に関する事項

(仮称)とやまくすりミュージアム(以下、「本施設」という。)が立地する事業対象地は、次のとおりである。本施設は、民間ビルの一部(アーバンプレイス 3 階及び 4 階の一部)を本市が賃借し、事業者が整備するものである。

表 3-1 民間ビルの概要

施設名称	アーバンプレイス
所在地	富山県富山市牛島町 18 番 7 号
アクセス	富山駅北口から徒歩約 3 分
所有者	北電産業株式会社
竣工年	1996 年 7 月 築 29 年(令和 7 年7月時点)
構造	鉄骨造 耐震設計ビル
階数	地下 3 階、地上 14 階、塔屋 2 階
敷地面積	3,497 m ² (建築確認申請における敷地面積 12,089 m ²)
延床面積	建物全体:28,172 m ² 3 階 本施設専用部の床面積:約 1,089 m ² 4 階 本施設専用部の床面積:約 1,111 m ²
フロア構成	14 階:展望レストラン 5～13 階:オフィス 3・4 階:本事業の対象フロア (旧北陸電力エネルギー科学館 ワンダー・ラボ ※2023 年 2 月閉館) 1・2 階:店舗、軽食喫茶 地下1階:グルメロード、駐車場
営業時間	10:00 ～ 23:00 ※休館日:12 月 29 日～1 月 3 日(年により変動する場合あり)
空調設備	熱源に河川水(いたち川)を活用した熱供給システム
昇降機設備	常用 4 基 展望用 1 基 人荷用 1 基
駐車設備	屋内駐車場(立体式 98 台、平面式 30 台)
隣接施設	オーバード・ホール(富山市芸術文化ホール)

出典:北電産業株式会社ホームページ、富山県観光公式サイト

表 3-2 事業対象フロア・専用部の現況

天井	・展示スペース 天井高さ(天井撤去前) 3 階:約 3,000mm、一部 約 2,700mm 4 階:約 3,700mm
電気・空調設備	・分電盤:3、4 階で 4 箇所 ・動力盤:なし ・調光・空調は 3 階事務室廊下にて一括管理 ※シアターは中央監視室で管理
シアター	・最高高さ 4,500mm(スクリーン前) ・固定席 50 席 ・調整室、映像、音響機器なし。
多目的スペース	・3 階:移動式パーティションで 2 分割可能
搬入口	・搬入口の寸法(高さ 2,100mm、幅 1,800mm) ※主は東側 EV 側から搬入
トイレ	4 階:専用トイレ(専用部内) ※3、4階の共用部に身体障害者用トイレあり
その他	専用部にエスカレーターあり



図 3-1 事業対象フロア・専用部の概要

(2) 施設要件

本施設の機能と必要施設については、以下のとおりである。なお、目的・展示内容等の詳細については、要求水準書に提示する。

表 3-3 本施設の機能と必要施設

	機能	必要施設
本 施 設	展示・体験機能 交流・サービス機能 未来創造機能	常設展示エリア、企画展示エリア、体験ワークショップ エリア、集客エリア、シアターエリア、遊び場エリア、物 販エリア、産官学民連携エリア
	維持管理機能	事務室、倉庫、管理諸室等(更衣室、休憩室、雑倉庫 等)
	その他	エントランスホール、受付スペース、団体応接室、4階 専用部トイレ

第4 事業概要

(1) 事業の対象となる公共施設等

本事業で対象とする施設は、以下に掲げるものとする。

- ・(仮称)とやまくすりミュージアム

(2) 公共施設等の管理者等の名称

富山市長 藤井 裕久

(3) 事業方式

本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき、本施設の管理者等である本市が、事業契約に従い、事業者が本施設の設計及び建設(改修)等の業務を行い、本市に所有権を設定した後、事業契約により締結された契約書(以下「事業契約書」という。)に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理及び運営業務を遂行する方式(RO:Rehabilitate Operate)により実施する。

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日より令和 20 年 3 月 31 日までとする。

(5) 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、施設から速やかに退去すること。

なお、事業者は、事業期間満了後に本市が本施設について継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、事業期間満了日の約 3 年前から本施設の維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本市に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと(事業期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示す。)

ただし、経済合理性を考慮し、事業終了後の当該施設の維持管理及び運営業務について、必要に応じ事業者と協議する場合がある。

(6) 本事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、次のとおりとする。本施設は、既存ビルへのテナントとしての入居を想定しており、詳細な設計・工事・維持管理区分等については、要求水準書に整理する。

① 設計業務

- i) 事前調査業務
- ii) 改修及び展示に関する設計業務
- iii) 本事業に伴う各種申請等の業務
- iv) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

② 改修・工事監理業務

- i) 建築物及び展示施設に関する改修・施工業務
- ii) 什器・備品等設置業務
- iii) 工事監理業務
- iv) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

③ 開業準備業務

- i) 事前広報業務
- ii) 開業準備期間中の運営業務
- iii) 開館式典等の実施業務

④ 維持管理業務

- i) 建築物及び展示施設に関する保守管理業務
- ii) 建築設備等保守管理業務
- iii) 什器・備品等保守管理業務
- iv) 環境衛生・清掃業務
- v) 警備保安業務
- vi) 修繕業務
- vii) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

⑤ 運営業務

- i) 総合管理業務(案内・利用受付・料金収受等)
- ii) 展示事業に関する運営業務
- iii) シアター事業に関する業務
- iv) (仮称)とやまくすりミュージアム主催のワークショップ・ミニ企画展等実施業務
- v) 企業出展ブースの企画・運営業務
- vi) 薬業関連施設の案内・誘導に関する業務
- vii) 薬業関連企業とのタイアップに関する業務
- viii) 薬業人材育成に関する業務
- ix) 自主事業
- x) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(7) 自主事業について

事業者は、本施設の集客力や魅力の向上に資する事業として、本施設の一部を有効活用した自主事業を、独立採算事業として、本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で実施することができる。

自主事業の実施内容は、事業者の提案によるものとする。事業者は、あらかじめ事業期間全体における自主事業の実施方針を作成し、本市へ提出すること。

(8) 事業者の収入等

① 本市からのサービス対価

本市からのサービス対価は、次のとおりとする。

i) 設計・改修・工事監理業務の対価

本市は、本施設の設計業務、改修・工事監理業務、開業準備業務に係るサービス対価について、事業契約書に定めるところにより事業者に対して支払う。なお、下記のサービス対価の支払いを想定している。

- ・ 設計業務に係るサービス対価：基本設計及び実施設計それぞれについて、完了払い
- ・ 改修・工事監理業務に係るサービス対価：完了払い
- ・ 開業準備業務に係るサービス対価：完了払い

ii) 維持管理・運営業務の対価

本市は、本施設の維持管理及び運営業務に係るサービス対価について、事業者の提案金額を基に決定した金額(本施設の利用者から得る収入によって回収できない維持管理及び運営業務費相当額)で、事業契約書に定める額を、本施設引渡し後から事業期間終了時までの間、定期的に支払うことを想定している。

② 利用者から得る収入

本市は、事業者を指定管理者に指定することで、地方自治法第 244 条の 2 の規定により、指定管理者に公の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を収入として回収させることができる「利用料金制度」を導入する。これにより、事業者は、本施設の利用者からの利用料金を収入とすることができる。

また、本施設において、実施する自主事業に係る売上等は、事業者の収入とすることができる。

i) 利用料金収入

事業者は、本施設において、事業者が本市の承認を受けて定める額の利用料金を徴収し、収入とすることができる。

ii) 自主事業に係る収入

事業者は、本施設を利用して実施する自主事業を、本施設の維持管理・運営に支障のない範囲で実施することができ、自主事業に係る売上を収入とすることができる。

iii) 利用料金等収入の還元

事業者は、本施設利用者から得る収入が提案時想定を大きく上回った結果、当初期待した以上の事業収益を享受できる場合は、その利益の一部相当を事業者の提案による方法により、市民に還元するものとする。なお、還元方法は、本施設の設置目的に沿ったイベントの開催等、多様な提案を期待する。

表 4-1 本事業におけるサービス対価・運営収入の対象

区分	施設整備	維持管理・運営	運営収入
本施設	●	●	あり(利用料金収入)
自主事業(物販等)	—	○	あり(自主事業に係る売上)

●…サービス対価に含まれるもの

○…サービス対価に含まれないもの(独立採算事業として事業者が負担)

(9) 光熱水費及び通信費等の負担

維持管理及び運営業務の実施に係る光熱費は、事業者の負担とし、水道代については、本市が施設所有者に共益費として直接支払う。また、改修業務の実施に係る工事用光熱費は、事業者の負担とし、工事用水道代については、本市が施設所有者に共益費として直接支払う。本事業は、環境負荷低減に寄与する事業とするため、可能な限り光熱水費の削減を図るように業務を実施すること。

維持管理及び運営業務の実施に係る通信費(電話料、テレビ受信料、インターネット利用に係る費用等)については事業者が負担とする。

(10) 事業スケジュール(予定)

本事業のスケジュールは概ね以下のとおりとし、令和 10 年 9 月 9 日までに本施設を開業することを条件とする。また、改修工事は令和 9 年 9 月 1 日以降に着手可とする。

表 4-2 事業スケジュール(予定)

事業契約締結	令和 8 年 9 月
事業期間	事業契約締結日～令和 20 年 3 月末日
設計・改修工事期間	事業契約締結日～令和 10 年 7 月末日
本施設引渡し日	令和 10 年 7 月末日まで
開業準備期間	事業者が提案した日～運用開始日まで
運用開始日	令和 10 年 9 月 9 日まで
維持管理期間	本施設引渡し日～令和 20 年 3 月末日
運営期間	運用開始日～令和 20 年 3 月末日

(11) 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業の実施に当たり必要とされる関係法令(関連する施行令、施行規則、条例等を含む。)等を遵守しなければならない。

(12) 募集・選定についての基本的な考え方

本事業における事業者の募集及び選定については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により行うものとする。事業者の募集・選定の詳細については、優先交渉権者権選定基準に示すが、基本的な考え方は以下のとおりとする。

- i) 応募者は、「エラー! スイッチの指定が正しくありません。エラー! スイッチの指定が正しくありません。」に記載する資格要件を全て備えていること。
- ii) 応募者は、参加資格審査及び提案審査に関する提出書類を全て提出すること。
- iii) 本市は、参加資格審査に関する提出書類に基づき、応募者の資格、資力及び信用等、資格要件に係る適否について審査し、資格要件を満たしていないと判断した応募者は失格とする。
- iv) 本市は、提案審査に関する提出書類に基づき、提案内容等が要求水準を満たしているか否かについて確認したうえで、「(仮称)とやまくすりミュージアム整備・運営事業 PFI 事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)」が事業提案内容について審査を行う。本市は、事業提案書に係る審査結果に基づき、最終的に本事業の優先交渉権者を1者決定する。

(13) 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール(予定)は、次のとおりとする。

日 程	内 容
令和8年1月20日(火)	募集要項等の公表
令和8年1月27日(火)	募集要項等に関する事業者説明会及び現地見学会
令和8年1月20日(火)~30日(金)	募集要項等に対する第1回質問の受付
令和8年2月下旬	募集要項等に対する第1回質問への回答の公表
令和8年2月下旬~3月13日(金)	募集要項等に対する第2回質問及び個別対話の受付
令和8年3月10日(火)~16日(月)	参加表明書及び参加資格審査に関する提案書類の受付
令和8年4月6日(月)	個別対話
令和8年4月下旬	募集要項等に対する第2回質問への回答及び個別対話結果の公表
令和8年5月26日(火)~6月1日(月)	提案審査に関する提出書類の受付
令和8年7月中旬	事業者ヒアリング
令和8年7月下旬	優先交渉権者決定
令和8年7月下旬	基本協定の締結
令和8年8月中旬	仮事業契約の締結
令和8年9月下旬	市議会の議決(本契約の締結)

(14) 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

① 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務のサービス水準については、要求水準書において示す。

② モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本市でモニタリングを行う。

③ モニタリングの時期

本市が行うモニタリングは、設計時、改修時、維持管理及び運営時の各段階において実施する。

④ モニタリングの方法

モニタリングは、本市が提示した方法に従って本市が実施する。事業者は、本市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

⑤ モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本市から事業者に対して支払われるサービス対価の算定等に反映され、要求水準書に示されたサービス水準を一定限度下回る場合には、サービス対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

第5 応募要件等

(1) 応募者の構成等

- i) 応募者は、複数の企業で構成するグループ(以下「応募グループ」という。)とする。
- ii) 応募グループは、代表企業(以下「代表企業」という。)を定め、それ以外の企業は構成企業(以下「構成企業」という。)とする。参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。
- iii) 応募者は、優先交渉権者として選定された場合は、代表企業及び構成企業の出資により、本事業を実施する特別目的会社(以下「SPC」という。)を設立することも可能とする。SPC を設立する場合、SPC への出資を行わない者で、本事業の各業務のうちの一部を請負又は受託することを予定している者を協力企業(以下「協力企業」という。)として応募グループに位置付けることができるものとする。この場合、参加表明書において明記すること。SPC を設立する場合、次のアからキまでの要件を満たすものとし、応募者は仮事業契約締結時までには設立するものとする。
 - ア 代表企業及び構成企業のうち少なくとも1社は、必ずSPCに出資するものとする。
 - イ 代表企業は、応募グループ中最大の出資割合を負担するものとする。
 - ウ 代表企業は、出資者中最大の出資割合を負担するものとする。
 - エ 代表企業及び構成企業以外の者がSPCの出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の50%未満とする。
 - オ SPCの株式については、事前に書面により本市の承諾を得た場合のみ、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。
 - カ SPCは富山市内に設立するものとするが、事業予定地内に設立することは不可とする。
 - キ SPCから直接業務を受託することができるのは、代表企業、構成企業及び協力企業のみとする。
- iv) 応募グループは、代表企業及び構成企業による共同企業体として申請する場合は、申請書の提出時点において共同企業体を成立させ、共同企業体協定書の写しを提出すること。

(2) 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業は、本市の入札参加資格者名簿に登録されており、かつ本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。

また、代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、改修、工事監理、維持管理、運営の各業務を行う者(事業契約の相手方である事業者が設立するSPCからこれらの業務を受託する者、事業契約の相手方である代表企業及び当該代表企業からこれらの業務を受託する者、又は事業契約の相手方である共同企業体の代表企業及び構成企業)は、それぞれ以下に示す要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、改修業務を行う者及びその関連企業は、工事監理業務を行うことはできない。

(補足)応募者の構成

事業契約の締結 の相手方	構成		
	代表企業	構成企業	協力企業
SPC	業種の指定なし (SPCへの出資あり)	業種の指定なし (SPCへの出資あり)	業種の指定なし (SPCへの出資なし)
共同企業体	業種の指定なし	業種の指定なし	
代表企業	「運営業務を行う 者」である必要がある	「運営業務を行う 者」以外	

※事業契約の締結の相手方＝指定管理者 となる

事業契約の締結 の相手方	各業務を行う者				
	設計	改修	工事監理	維持管理	運営
SPC	代表企業、構成企業、又は協力企業のいずれか	代表企業、構成企業、又は協力企業のいずれか	代表企業、構成企業、又は協力企業のいずれか	代表企業、構成企業、又は協力企業のいずれか	代表企業、構成企業、又は協力企業のいずれか
共同企業体	代表企業又は構成企業のいずれか	代表企業又は構成企業のいずれか	代表企業又は構成企業のいずれか	代表企業又は構成企業のいずれか	代表企業又は構成企業のいずれか
代表企業	構成企業	構成企業	構成企業	構成企業	代表企業

※改修業務を行う者及びその関連企業は、工事監理業務を行うことはできない

① 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下に示す全ての要件について、少なくとも1社が満たさなければならない。また、全ての要件を満たす者が、設計業務全体の統括・調整を行わなければならない。

- i) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ii) 平成20年4月1日から令和7年3月31日までの間に完了した、科学館、博物館、美術館、その他これらに類する施設の展示設計(※)実績(実施設計)を有していること。

※展示設計とは、展示内容、演出手法、設備計画の検討を行うとともに、当該展示スペースの整備に必要となる設計図書の作成等を行うことをいい、基本的に建物本体の建築設計のみを行う場合を含まない。

② 改修業務を行う者

改修業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、改修業務を複数の改修企業で実施する場合は、以下に示す要件について、少なくとも1社が満たさなければならない。

- i) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- ii) 平成20年4月1日から令和7年3月31日までの間に、竣工(リニューアル工事の場合は工事完了)した科学館、博物館、美術館、その他これらに類する施設の展示施工(※)実績を有すること。

※展示施工とは、展示設計業務で作成された設計図書に基づく施工をいう。

③ 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す全ての要件について、少なくとも1社が満たさなければならない。また、全ての要件を満たす者が、工事監理業務全体の統括・調整を行わなければならない。

- i) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ii) 平成20年4月1日から令和7年3月31日までの間に完了した科学館、博物館、美術館、その他これらに類する施設の工事監理業務実績を有すること。

④ 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、以下に示す全ての要件を満たさなければならない。なお、維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、以下に示す要件について、少なくとも1社が満たさなければならない。

- i) 平成20年4月1日から令和7年3月31日までの間に、科学館、博物館、美術館、その他これらに類する施設の展示物の維持管理業務の実績を有していること。

⑤ 運営業務を行う者

運営業務を行う者は、以下に示す要件について、1社以上が満たさなければならない。

- i) 平成20年4月1日から令和7年3月31日までの間に、科学館、博物館、美術館、その他これらに類する施設の1年以上の運営業務実績を有すること。

(3) 共通の資格要件

次のいずれかに該当する者は、応募者となることはできない。

- i) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)167 条の 4 の規定に該当する者。
- ii) 富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中の者。
- iii) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- iv) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止を受けている者。
- v) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者。
- vi) 民事執行法(昭和 54 年法律第 4 号)に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不能となっている者、又は、第三者の債権保全の請求が常態となっている者。
- vii) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- viii) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 514 条に基づく特別清算開始命令がなされている者。
- ix) 民事再生法第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- x) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- xi) 最近 1 年間に国税・地方税の滞納をしている者。
- xii) 過去において、以下の行為をしている者。
 - ア 本市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - イ 本市が執行した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正な利益を得るために連合したもの。
 - ウ 本市と事業者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - エ 本市の監督又は検査(地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定によるもの)の実施に当たり職員の執行を妨げた者。
 - オ 本市との契約において正当な理由がなく契約を履行しなかった者。

- xiii) 以下に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力行為の常習者又はそのおそれのある者。
- ア 役員等(代表権を有する役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- xiv) 法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する反社会的勢力である者。
- xv) 以下に規定する、本募集等に係る業務に関与した者又は関与する予定がある者。
- ア 本施設の施設所有者である北電産業株式会社。
- イ 本事業のアドバイザー業務に関与した次の者。
- ・ 株式会社 建設技術研究所
 - ・ シリウス総合法律事務所
 - ・ 株式会社 学校文化施設研究所
 - ・ 永井公認会計士事務所
- ウ 本事業における監修者などとして連携・協力を求めることを予定している次の者。
- ・ 一般社団法人富山県薬業連合会
 - ・ 富山市薬業推進協会
- エ 上記エラー! スイッチの指定が正しくありません。又はエラー! スイッチの指定が正しくありません。に規定する者と資本面若しくは人事面において関連がある者。ここで、「資本面若しくは人事面において関連がある者」とは次の者を指し、以下同様とする。
- ・ 上記ア 又はイ に規定する者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
 - ・ 上記ア 又はイ に規定する者が、発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
 - ・ 代表権を有する役員が、上記ア 又はイ に規定する者の代表権を有する役員を兼ねている者。
- xvi) 本募集に係る選定委員会の委員本人又は委員が属する組織又はその組織と資本面若しくは人事面において関連がある者。

(4) SPC の設立等

SPC を設立する場合、応募者は、会社法に定める株式会社として本事業を実施する SPC を富山市内に設立すること。なお事業予定地内に設立することは不可とする。

SPC の株式については、事前に書面により本市の承諾を得た場合に限り、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

(5) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、資格審査書類を受付した日とする。ただし、参加資格を確認後、優先交渉権者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しないこととする。

(6) 応募者の変更

代表企業、構成企業及び協力企業の変更は認めない。ただし、構成企業及び協力企業に限り、資格・能力等の面で支障がないと本市が判断した場合には、追加及び変更を可能とする。

第6 応募手続き等

(1) 担当窓口

応募手続き等についての本市の担当窓口を以下のとおり定める。また、各手続き、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り以下を窓口とする。

富山市商工労働部 コンベンション・薬業物産課

住 所 : 〒930-8510 富山県富山市新桜町 7 番 38 号

電 話 : 076-443-2071

F A X : 076-443-2183

E-mail : convention-yakugyo@city.toyama.lg.jp

なお、募集要項等の内容について電話での直接回答は行わない。

(2) 募集要項等の公表

募集要項は、令和 8 年 1 月 20 日(火)に本市ホームページ上に公表する。

(本市ホームページアドレス <https://www.city.toyama.lg.jp/>)

(3) 資料の閲覧

要求水準書関連資料等の閲覧を、以下のとおり行う。閲覧を希望するものは、事前に以下の連絡先に連絡すること。

- ① 閲覧期間:令和 8 年 6 月 1 日(月)まで(土日祝日を除く)の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで
- ② 閲覧場所:担当窓口
- ③ 閲覧申込:希望者は、「閲覧資料貸出申込書兼誓約書」(別紙1)を事前に E メールにより提出すること。
- ④ 資料の貸出:希望者は、CD にて貸し出す。

(4) 募集要項等に関する説明会及び現地見学会の開催

募集要項等に関する説明会を以下のとおり開催する。また、説明会の終了後、本事業予定地等に場所を移動し、希望者を対象として現地説明会を行う。

なお、現地見学会は、令和 7 年 8 月に実施したサウンディング調査における現地説明会と同様の内容を想定している。

- ① 事業者説明会
 - i) 日時:令和 8 年 1 月 27 日(火)午後 1 時 30 分から
 - ii) 会場:アーバンプレイス
- ② 現地見学会
 - i) 日時:令和 8 年 1 月 27 日(火)
会場:アーバンプレイス3・4 階
- ③ その他:上記①及び②の受付時間及び集合場所は、別途、案内する。
- ④ 受付期間:募集要項等公表日から令和 8 年 1 月 23 日(金)午後 3 時まで
- ⑤ 受付方法:「募集要項等に関する説明会及び現地見学会参加申込書」(別紙2)に必要な事項を記載の上、担当窓口にて E メールにより提出すること。

(5) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等の内容に関する質問の受付は以下のとおりとする。

- ① 受付期間
第1回:募集要項等公表の日から令和8年1月30日(金)正午まで
第2回:第1回質問への回答公表の日から令和8年3月13日(金)正午まで
- ② 受付方法:「募集要項等に関する質問書」(別紙3)に必要事項を記載の上、担当窓口
に E メールにより提出すること。

(6) 募集要項等に関する個別対話

応募者の意見を聴取し、必要に応じて募集要項等に反映することを目的として、本市と
応募者との個別対話を実施する。

- ① 開催日時:令和8年4月6日(月)
- ② 開催場所:富山市役所本庁舎
- ③ 参加資格:本事業の応募者とし、応募グループの組成を予定している複数社で申し込む
こと。この場合の開催場所での参加人数は合計で原則10名以内とする。た
だし、定員を超える場合その他の理由で Web 形式での参加も可とし、その
場合人数制限は設けない。その際、応募者が使用する Web 会議用の資機材
は応募者が準備すること。
- ④ 受付期間:募集要項等公表の日から令和8年3月13日(金)正午まで
- ⑤ 受付方法:「個別対話参加申込書及び個別対話の議題」(別紙4)に必要事項を記載の
上、担当窓口にて E メールにより提出すること。開催日時及び場所の確定等
については、参加申込のあった応募者の代表企業に個別に連絡する。

(7) 募集要項等に関する質問への回答及び個別対話結果の公表

本市は、募集要項等に関する質問・回答及び個別対話結果を本市ホームページにおいて
公表する。なお、提出された質問への回答は、質問者及び意見者の特殊な技術、ノウハウ等
に係るもので、当該質問者及び意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する
おそれのあると認められるものを除き公表する。

- ① 公表日時
第1回質問への回答:令和8年2月下旬頃まで
第2回質問への回答及び個別対話結果:令和8年4月下旬頃まで

(8) 参加資格審査に関する提案書類の受付

応募者からの参加資格審査に関する提案書類の受付は、以下のとおりとする。資格審査
の結果は、応募者に通知する。

- ① 受付期間:令和8年3月10日(火)から16日(月)まで(土日を除く)の午前9時から
正午まで及び午後1時から午後5時まで
- ② 提出方法:事前に担当窓口で連絡の上、持参すること。
- ③ 様式:提案に必要な書類は、様式集において示す。

(9) 提案審査に関する提出書類の受付

応募者からの提案審査に関する提出書類の受付は、以下のとおりとする。

- ① 受付期間:令和 8 年 5 月 26 日(火)から 6 月 1 日(月)の午前 9 時から正午まで及び
午後 1 時から午後 5 時まで
- ② 提出方法:事前に担当窓口で連絡の上、持参すること。
- ③ 様式:提案に必要な書類は、様式集において示す。

(10) ヒアリング等の実施

本市は、令和 8 年 7 月中旬に応募者を対象とした事業提案書の内容に関するヒアリング等を実施する予定であり、詳細については、応募者の代表企業に個別に通知する。

第7 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は参加資格審査及び提案審査に関する提出書類の提出をもって、本募集要項等の記載内容・条件を承諾したものとみなす。

(2) 応募費用の負担

応募に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) 価格提案書の取扱い及び留意事項

提案上限価格は、2,182,862,728 円(消費税等相当額を含まない。)とする。

このうち、設計及び改修・工事監理業務のサービスの対価の上限額は、1,435,536,364 円(消費税及び地方消費税を含まない。)とする。また、維持管理及び運営業務のサービスの対価の上限額は、747,326,364 円(消費税及び地方消費税を含まない。)とする。

(4) 事業提案書の取扱い

① 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとする。

なお、提出書類は返却しないものとする。

② 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

③ 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として応募者が負うものとする。

(5) 本市からの提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

(6) 複数提案の禁止

同一の応募者は、複数の提案をすることはできないものとする。

(7) 参加資格審査及び提案審査に関する提出書類の変更禁止

参加資格審査及び提案審査に関する提出書類の変更はできないものとする。ただし、疑義等があり本市が補正を求めた場合、本市からの改善要請に基づき一部を差し替える場合は、この限りではない。

(8) 提案内容の公表の禁止

応募者は、提案審査に関する提出書類の提出から優先交渉権者の決定までの期間、自らの提案内容を公表及び宣伝することはできないものとする。

(9) 使用言語及び単位

応募に関して、使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用するものとする。

(10) 必要事項の通知

募集要項等に定めるもののほか、応募にあたっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

(11) 応募の辞退

応募者は、参加表明書の提出後、提案審査に関する提出書類の提出前であれば、応募を辞退することができるものとする。応募を辞退する場合には、応募辞退届を提出すること。

第8 提案の審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

事業者の選定に当たり、本市は学識経験者等で構成する選定委員会を設置し、各委員が優先交渉権者選定基準に基づいて審査する。

なお、選定委員会の委員は、以下のとおりである。

【選定委員会 委員】

(敬称略)

	氏名	所属
委員長	酒井 秀紀	国立大学法人富山大学 理事・副学長
委員	藤田 公仁子	国立大学法人富山大学 名誉教授
委員	上田 祐正	富山商工会議所 専務理事
委員	竹内 大輔	富山県厚生部参事 くすり振興課長
委員	西田 政司	富山市 副市長
委員	山本 貴俊	富山市 商工労働部長
委員	稲垣 博文	富山市 行政経営専門監(公認会計士)

優先交渉権者決定までの間に、本事業に関して応募者が選定委員会の委員に接触を求めること、また第三者をしてこれを行わせる、あるいは応募者の PR 書類等を提出することにより、自らを有利にまたは他社を不利にするように働きかけること、または、第三者をしてこれらを行わせることを禁止する。

(2) 審査結果の通知及び公表

本市は、参加資格審査及び提案審査の結果について、各応募者の代表企業に対して、決定時点において文書で通知するとともに、本市ホームページにて公表する。

第9 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は、以下のとおりである。応募者は、これらの条件を踏まえて、資格審査書類及び事業提案書を作成するものとする。なお、応募者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

(1) 計画地の前提条件

「エラー! スイッチの指定が正しくありません。エラー! スイッチの指定が正しくありません。」及び要求水準書に基づく。

(2) 施設の設計、改修・工事監理、維持管理、運営等の提案に関する条件

施設の設計、改修・工事監理、維持管理、運営等の提案に関する条件は、「第4（6）本事業の対象範囲」で示す事業者の事業範囲、及び要求水準書に示すとおりとする。応募者は、これらの条件を踏まえた上で、資格審査書類及び事業提案書等を作成するものとする。

(3) 業務の委託

事業者は、事前に本市の承諾を得た場合を除き、代表企業、構成企業及び協力企業以外の者に設計、改修・工事監理、維持管理及び運営業務の全部又は一部を委託又は請け負わせることはできない。

また、事前に本市の承諾を得ることなく委託又は請負先を変更することはできない。本市は、事業者が承諾を求めた場合、承諾を拒む合理的理由がない限り、これらの承諾を速やかに与えるものとする。なお、業務の委託又は請負は全て事業者の責任で行うものとし、事業者又はその受託者が発生させた一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者に帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

詳細は、事業契約約款(案)による。

(4) 本市の費用負担

以下の費用については、本市が費用負担するものとする。

- ・ モニタリングに係る費用(事業者側に発生する費用を除く。)
- ・ 施設所有者に共益費として直接支払う水道代

(5) 本市による事業の実施状況及びサービス水準の監視

事業契約約款(案)別紙2に基づく。

(6) 保険

事業契約約款(案)別紙3に基づく。

(7) サービス対価

事業契約約款(案)別紙4 及び別紙5に基づく。

(8) 関係機関との協議

他関係法令、条例等の適用については、事業者自らの責任で確認し、関係機関と協議し、遵守すること。

また、本施設の入居先は民間ビルであり、本事業が円滑に履行されるよう、施設所有者との協議を十分に行うこと。

(9) 本市と事業者の責任分担

① 責任分担に関する基本的な考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、本市がその全て又は一部を負うこととする。

② 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者のリスク分担の考え方は、事業契約書(案)に示すとおりであり、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

(10) 財務書類の提出

SPC を設立する場合、事業者は、維持管理運営期間中、毎事業年度の財務書類(決算報告書及び監査報告書等)を作成し、毎会計年度の最終日から起算して 3 ヶ月以内に、公認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けたうえで、監査済財務書類の写しを本市に提出し、本市に監査報告を行うこと。

第10 契約手続きに関する事項

(1) 契約手続き

① 契約の条件

優先交渉権者と本市は、基本協定書について速やかに合意し、締結する。その後、本市は、SPC、代表企業又は共同企業体との間で、速やかに仮契約の締結を行う。なお、PFI法第12条の規定により、富山市議会の議決を要するので、当該仮契約は、市議会でこの仮契約の締結に係る議案が議決された時に本契約となる。ただし、本市は、当該議案が市議会で議決されなかった場合、仮契約の相手方及び優先交渉権者に対していかなる責任も負わない。

② 契約の解除

優先交渉権者決定後、事業契約締結までの間に、当該優先交渉権者が応募者の備えるべき参加資格要件に示すいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該事業契約を締結しないことがある。

(2) 契約の枠組み

本市は、本事業を実施するため、以下の協定等を締結する。

① 基本協定

本市は、優先交渉権者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。この基本協定の締結により、優先交渉権者を事業予定者とする。

② 事業契約

i) 対象者

- ・ SPC を設立する場合 :SPC
- ・ SPC を設立しない場合:代表企業(ただし、「第5 (2) ⑤ 運營業務を行う者」を代表企業とする場合に限る。)、又は共同企業体

ii) 締結時期及び事業期間

- ・ 仮契約締結 :令和 8 年 8 月中旬
- ・ 市議会の議決:令和 8 年 9 月下旬
- ・ 事業期間 :事業契約締結日より令和 20 年 3 月末日まで

iii) 事業契約の概要

事業者が本市を相手方として締結する事業契約は、事業契約書(案)によるものとし、事業契約書(案)の内容は、誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。

事業契約は、本市の提示内容、事業者の提案内容及び事業契約書(案)に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき施設整備、維持管理及び運營業務に関する業務内容、リスク分担、金額、支払方法等を定める。

③ 指定管理に関する年度協定

i) 指定管理者の指定

- ・ 市議会の議決:本施設の開業前まで

(3) 契約金額

契約金額は、優先交渉権者の提案価格に、当該提案価格中の消費税等課税対象額に係る消費税等相当額を加えた金額とする。

(4) 契約保証金

事業契約の相手方が SPC の場合、事業契約約款(案)第 34 条及び第 63 条に基づくものとする。

事業契約の相手方が代表企業又は共同企業体の場合、事業契約約款(案)第 35 条及び第 64 条に基づくものとする。

(5) 事業者の契約上の地位

本市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡又は担保に供するその他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も、同様とする。

なお、応募者等が保有する SPC の株式については、本市の事前の書面による承諾がある場合に限り、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

第11 事業上の注意点

(1) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業において、事業の履行が困難となった場合には、以下の措置をとることとする。

① 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- i) 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかったときは、本市は、事業契約を解約することができる。
- ii) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本市は、事業契約を解約することができる。
- iii) 前2号により事業契約が解約された場合、事業契約に定めるところに従い、本市は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

② 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- i) 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解約することができる。
- ii) 前号により事業契約が解約された場合、事業契約に定めるところに従い、事業者は本市に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

③ 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- i) 不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。
- ii) 一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、本市又は事業者は、事業契約を解約することができる。

第12 提出書類

応募時に提出する書類は、以下のとおりとする。詳細については、様式集に示すとおりとする。

(1) 参加資格審査に関する提出書類

応募者は、参加資格要件を満足していることを確認するための書類として、以下の書類を提出すること。

① 参加表明書

- i) 参加表明書(様式 1-1)

② 参加資格審査に関する提出書類

- i) 参加資格審査申請書(様式 2-1)
- ii) 設計業務を行う者の参加資格要件に関する書類(様式 2-2)
- iii) 改修業務を行う者の参加資格要件に関する書類(様式 2-3)
- iv) 工事監理業務を行う者の参加資格要件に関する書類(様式 2-4)
- v) 維持管理業務を行う者の参加資格要件に関する書類(様式 2-5)
- vi) 運営業務を行う者の参加資格要件に関する書類(様式 2-6)
- vii) 応募グループ構成表及び役割分担表(様式 2-7)
- viii) 委任状(構成企業、協力企業用)(様式 2-8)
- ix) 委任状(代表企業用)(様式 2-9) ※必要に応じて提出
- x) 事業実施体制(様式 2-10)
- xi) 会社概要書(代表企業、構成企業、協力企業の全企業)
- xii) 定款(代表企業、構成企業、協力企業の全企業) ※原本証明を添付すること
- xiii) 決算報告書(代表企業、構成企業、協力企業の全企業、直近 3 年)
- xiv) 登記簿謄本(代表企業、構成企業、協力企業の全企業、直近の履歴事項全部証明書原本)
- xv) 納税証明書その 3 の 3
(代表企業、構成企業、協力企業の全企業、証明日現在において、未納の税がないことを証明するもの。ただし、「未納がないこと」の証明書の書式発行ができない場合、直近年度分の納税証明書の提出で可。申請日において発行日から 3 月以内のもの。)
- xvi) 共同企業体協定書の写し

③ その他

- i) 応募辞退届(辞退する場合のみ)(様式 3-1)

(2) 提案審査に関する提出書類

① 提案審査に関する提出書類

- i) 提案審査に関する提出書類提出書(様式 A-1)
- ii) 応募グループ構成表(様式 A-2)
- iii) 提案価格書(様式 A-3)
- iv) 提案価格計算書(別表含む)(様式 A-4)
- v) ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る認定状況確認書(様式 A-5)
- vi) 要求水準書及び添付書類に関する誓約書(様式 A-6)

② 事業計画に関する事項

- i) 本事業への基本的な考え方(様式 B-1)
- ii) 事業実施体制(様式 B-2)
- iii) 資金・収支計画(様式 B-3)
- iv) リスク管理(様式 B-4)
- v) 経済価値・社会価値・環境価値(様式 B-5)

③ 施設整備に関する事項

- i) 施設整備全般(様式 C-1)
- ii) 改修計画(様式 C-2)
- iii) 展示・体験プログラムの計画(様式 C-3)

④ 維持管理・運営業務に関する事項

- i) 維持管理・運営業務全般(様式 D-1)
- ii) 開業準備業務(様式 D-2)
- iii) 総合管理業務(案内・利用受付・料金収受等)(様式 D-3)
- iv) 展示事業・催事事業に関する運営業務(様式 D-4)
- v) 薬業関連施設の案内・誘導に関する業務(様式 D-5)
- vi) 産官学民連携に関する業務(様式 D-6)

⑤ 応募者独自の提案に関する事項

- i) 新たな価値や魅力の創出(様式 E-1)
- ii) 自主事業(様式 E-2)
- iii) 収益性向上の取り組み(様式 E-3)
- iv) 地域経済への貢献(様式 E-4)

⑥ 計画図面等提案書類

- i) 計画概要(様式 F-1)
- ii) 内部仕上表(既存活用、改修の別がわかる表記とすること)(様式 F-2)
- iii) 平面図(各階) (S=1/200)(様式 F-3)
- iv) 展示計画・備品レイアウト図(各階)(S=1/100)(様式 F-4)
- v) 断面図(S=1/100)(様式 F-5)
- vi) 内観イメージパース(様式 F-6)
- vii) 設備計画概要(様式 F-7)
- viii) 動線・セキュリティ計画図(様式 F-8)
- ix) 什器・備品等リスト(様式 F-9)
- x) 工事計画概要図(動線等)(様式 F-10)

⑦ 事業収支等提案書類

- i) 資金調達計画書(様式 G-1)
- ii) 資金収支計画表(様式 G-2)

⑧ 提案価格等提案書類

- i) 初期投資費見積書(様式 H-1)
- ii) 収入、維持管理費及び運営費見積書(年次計画表)(様式 H-2)
- iii) 収入、維持管理費及び運営費見積書(内訳表)(様式 H-3)

⑨ 事業スケジュール

- i) 事業スケジュール表(様式 I-1)

⑩ 基礎審査項目チェックシート(様式 J-1)